

くらしの情報案内

インフォメーション

役場開庁時間 8:45 ~ 17:30
(土・日曜・祝日除く)

町民課 電話 47-2203
税の関係 47-2193

町道民税の申告は
3月15日まで
役場1階 窓口1番

所得が少ないために、所得税の申告をしない方でも、町道民税の申告が必要です。

給与所得の方は、給与源泉徴収票や生命保険料、損害保険料、医療費などの領収書と印鑑、事業所得の方は、売り上げや必要経費などの分かる書類を用意し、3月15日(火)までに町民課町民税係へお越

まちからのお知らせ

お子さんの定期予防接種は、対象年齢がそれぞれ定められています。対象となる年齢を過ぎて接種

受けられることとなりますが、事前の登録が必要となります。旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第1種の身体障害者手帳・判定Aの療育手帳をお持ちの方は、ご本人が運転する場合のみ割引となります。

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額第2種の身体障害者手帳をお持ちの方は、ご本人が運転する場合のみ割引となります。

登録手続・更新申請は福祉保健課の窓口で受け付けていますので、申請の際には「手帳・車検証・運転免許証」をご持参ください。(更新申請は割引有効期限の2か月前から行うことができます)

また、ETCを利用する場合も割引が受けられますが、利用できるまでに申請してから2週間ほどかかります。申請の際には「手帳・車検証・運転免許証」のほかに、「障害のある方の名義のETCカード(障害がある者が未成年の場合も親権者名義)・ETC車載器セットアップ申込書」をご持参の上、役場福祉保健課までお越しください。

○問合せ 福祉保健課社会福祉係

予防接種は定められた期間に受けましょう

所得税の申告はお早めに

平成27年度分の所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日(火)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(木)までです。

「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出(郵送も可)してください。

給与所得者で年末調整をした方や所得税の確定申告をした方は、町道民税の申告は必要ありません。

○問合せ 町民課町民税係

所得税の申告はお早めに

平成27年度分の所得税・贈与税の申告の相談および申告書の受け付けは、3月15日(火)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告の相談および申告書の受け付けは3月31日(木)までです。

「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出(郵送も可)してください。

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

上下水道課 電話 47-2118
役場1階 窓口5番

水道の使用開始・中止の
届け出を

営農用などを目的に散水栓を設置される方には、使用期間の実態に合わせて水道料金を負担していただいています。

使用開始および使用中に当たっては、あらかじめ町に届け出が必要のため、直接、役場上下水道課で手続きを行いますので、必ず使用開始・中止時の届け出を行ってください。

転出・転居および使用者変更の場合も、届け出が必要です。忘れずに行ってください。

選挙人名簿登録者の縦覧

平成28年3月1日現在で、新たに選挙人となる方を、3月2日選挙人名簿に登録します。

新規登録者の氏名などを記載した名簿を、3月3日(木)から3月7日(月)までの5日間、総務課の窓口で自由に閲覧できます。

■問合せ 選挙管理委員会事務局
(☎47-2112 役場2階 総務課内)

スポーツセンターで夏期間(5月~10月)に利用予定の町内団体の希望を受け付けます。

利用を希望する団体は、4月8日(金)までにご連絡ください。なお、希望する日時が重なった場合は、後日、利用団体代表者会議を開催し、日程調整をします。

■問合せ スポーツセンター (☎47-2195)

町道民税係

道税の滞納処分強化月間

3月は、「滞納処分強化月間」です。自動車税・個人事業税・不動産取得税など、すべての道税の滞納整理を行いますので、まだ納税されていない方は、至急納めてください。

○問合せ 北見道税事務所
(☎25-8681)

夜間納税相談および
収納窓口開設のお知らせ

公民館利用は早めにご相談を

公民館で行事などを行う場合は、早めに公民館までご連絡ください。

公民館の利用申請の受け付けは、3か月前からです。(例=4月中に申し込みができるのは7月末日分まで)

■問合せ 公民館 (☎47-2121)

有料道路障害者割引制度

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方は、手帳を料金所で提示するだけで有料道路の割引を

なお、供物は、カラスやキツネなどが食い散らかしますので、必ず持ち帰ってください。

○問合せ 町民課環境衛生係

福祉保健課 電話 47-15555
総合福祉センター窓口7番

心身障害者扶養共済
制度をご存じですか

障がいのある方を扶養している保護者が掛け金を納めることにより、保護者が亡くなったとき、または重度障がい状態に該当されたときから、障がいのある方に終身にわたり一定額の年金をお支払いする制度です。

○掛け金 月額1口9,300円
○掛け金 3,000円(加入時の年齢で異なります)

○給付内容 1口加入で月額2万円(2口まで)

○その他 掛け金は所得税、地方税とも全額所得控除されます

○問合せ オホーツク総合振興局
社会福祉課 (☎0152-41-0687) または役場福祉保健課社会福祉係